

東京都診療・検査医療機関休日小児診療促進事業支援金支給要領

制 定 4 福保感事第 5 3 5 号
令和 4 年 4 月 2 8 日
改 正 4 福保感事第 3 6 9 1 号
令和 5 年 1 月 2 7 日
改 正 4 福保感事第 5 0 4 0 号
令和 5 年 3 月 1 0 日

(目的)

第 1 条 この要領は、東京都診療・検査医療機関休日小児診療促進事業実施要綱（令和 4 年 4 月 2 8 日付 4 福保感事第 5 3 4 号、以下「要綱」という。）に基づき、休日等に小児の診療を行った診療・検査医療機関への支援金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都が要請する期間 都が別途定める期間
- (2) 休日等 土曜日（12時から24時）、日曜日、国民の祝日及び年末年始等で都が別途定める期間
- (3) 小児 15歳未満の者

(支援金の算定方法)

第 3 条 支援金は、保険診療を対象とし、都が要請する期間の休日等において、要綱第 5 条に定める対象患者に行った診療一件につき 4,300 円とする。

(支給手続)

第 4 条 支援金の支給を受けようとする医療機関は、都が指示する期日までに、東京都診療・検査医療機関休日小児診療促進事業実績報告書兼請求書（様式 1）、東京都診療・検査医療機関休日小児診療促進事業実績内訳（様式 2）及び支払金口座振替依頼書に必要な事項を記入、押印の上、都が別途指示する提出先に送付する。

(その他)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、当該支援金の支給については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び「東京都補助金等交付規則の施行について」（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 2 7 日から施行し、令和 4 年 12 月 3 日から適用する。
なお、令和 4 年 12 月 2 日以前については、従前の規定を適用する。

附 則

この要領は、決定日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
なお、令和5年3月31日以前については、従前の規定を適用する。